

## 旅行業法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 指定旅程管理研修機関の名称等の変更の届出
- 手続根拠 : ・旅行業法施行規則第57条第1号
- 手続対象者 : 指定旅程管理研修機関
- 届出時期 : 指定旅程管理研修機関の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名、旅程管理業務に関する研修の課程の名称及び定員並びに当該課程において講習を受けることができる者の資格、旅程管理研修に関する事務を行う事務所の所在地に変更があったときから10日以内。
- 提出方法 : 指定旅程管理研修機関の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名、旅程管理業務に関する研修の課程の名称及び定員並びに当該課程において講習を受けることができる者の資格、旅程管理研修に関する事務を行う事務所の所在地の変更について記載した文書を作成の上、国土交通省総合政策局観光部旅行振興課へ提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし
- 申請書様式 : 様式自由
- 記載要領・記載例 : 下記提出先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省総合政策局観光部旅行振興課  
03 - 5253 - 8111 (内線27 - 324)
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 国土交通省総合政策局観光部旅行振興課  
03 - 5253 - 8111 (内線27 - 324)